

令和5年度早期退職者募集要項及び認定結果

鹿沼市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第5号）第8条の2第17項の規定により、令和5年度に実施した早期退職者募集及び認定結果について、次のとおり公表します。

1. 早期退職者募集実施要項

別紙のとおり

2. 認定を受けた応募者の数

応募者数	うち認定者数
5人	5人

令和5年度鹿沼市早期退職者募集実施要項

1 趣旨

この要項は、鹿沼市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第5号。以下「退職手当条例」という。）第8条の2第2項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和5年9月30日または、令和6年3月31日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げるものとする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は10人程度とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は5月15日（月）午前8時30分から5月31日（水）午後5時15分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、令和6年3月31日において、退職手当条例上の勤続期間20年以上かつ年齢45歳（技能労務職にあつては48歳）以上60歳（技能労務職にあつては63歳）未満の職員とする。

※退職手当条例上は「定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集」となっているが、附則により当分の間、「定年から15年」なり、改正前の定年制度下で対象とされる年齢（45歳）を維持する。また、引上げ前の定年1年前の割増率についても、附則により当面の間、「2%」を「3%」とする。

- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。

①任期を定めて任用される者

②懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4(1)の期間内に、鹿沼市職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「退職手当規則」という。）第4条に規定する応募申請書（様式第2号）を市長あて提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、令和5年12月22日（金）までに退職手当規則第4条第2項に規定する応募取下げ申請書（様式第3号）を市長あて提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、7月上旬とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- ① 応募が当募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募者が応募をした後懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職者募集に関する問い合わせ先

行政経営部 人事課 人事係

電話 (63) 2137 内線 102202

メールアドレス jinji@city.kanuma.lg.jp